１　会議名

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

２　開催日時

令和８年１０月１９日（月）９時１０分～９時４５分

３　開催場所

川崎市役所本庁舎３階　復元棟３０３会議室

４　出席者

（１）委員（五十音順）

青木　芙美子　委員
石野　百合子　委員
板垣　勝彦　　委員
嘉藤　亮　　委員
川合　敏樹　　委員
貴村　麻子　　委員
坂本　慎二　　委員
吉岡　郁美　　委員

（２）事務局

片岡　憲昭　　総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長
宮本　義勝　　同課担当課長（情報公開担当）
桐生真由美　　同課課長補佐（情報公開担当）
村田　沙織　　同課担当係長（情報公開担当）

５　議題及び会議の公開又は非公開の別

（１）会長及び副会長の選任について（公開）
（２）第１部会及び第２部会の委員の指名について（公開）
（３）各部会の部会長及び副部会長の選任について（公開）
（４）その他（公開）

６　傍聴人の数　０人

７　発言の内容　別紙のとおり

宮本担当課長

それでは、川崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。委員改選後、初めての開催であり、会長が選任されておりませんので、会長選任までの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

本日ですが、委員８名全員に御出席いただいており、定足数である過半数を満たしますので、会議は成立しております。また、本日の審議は非公開事項がございませんので、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第３条の規定により、公開会議として傍聴を許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

宮本担当課長

傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事務局

傍聴を希望されている方は、現時点ではいらっしゃいません。

宮本担当課長

では、今後いらっしゃるようでしたら、御案内させていただきたいと存じます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

（事務局から配付資料の説明）

もし、不足している資料等がございましたら、適宜お知らせいただければと思います。

議事に入ります前に、委員の方々から自己紹介をお願いできればと存じます。それでは、青木委員からよろしくお願いいたします。

（委員自己紹介）

宮本担当課長

続きまして、本審査会の事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

次第を御覧ください。議題１「会長及び副会長の選任について」でございます。資料の２ページに「川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則」とあり、第２条第

１項に「審査会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。」と規定されております。
会長及び副会長は委員の互選となりますが、いかがいたしましょうか。

石野委員
前期に引き続き、会長は板垣委員に、副会長は嘉藤委員にお願いする形でいかがでしょうか。

宮本担当課長
石野委員から、会長に板垣委員、副会長には嘉藤委員との御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

宮本担当課長
異議なしとのことでございますので、板垣委員、嘉藤委員よろしいでしょうか。会長を板垣委員、副会長を嘉藤委員にお願いすることとなりました。よろしくお願いいたします。
それでは、板垣会長から御挨拶をお願いします。

（会長挨拶）

続きまして、嘉藤副会長から御挨拶をお願いします。

（副会長挨拶）

それでは、これからの進行につきましては、板垣会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いたします。

板垣会長
それでは、議事を進める前に、会議の公開と会議録について事務局から説明をお願いします。

宮本担当課長
資料の２ページ下段の「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」を御覧ください。当審査会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となる会議でございますが、不服申立て等に係る会議は非公開とするという同条例第４条第１項の規定により、各部会の審議につきましては、原則として、非公開となります。
また、同条例第９条の規定により、会議録を作成しなければなりませんが、形式

につきましては、発言の内容の記載を全録方式とするか要約方式とするかは各審議会等とその事務局の判断によることとされております。
なお、当審査会の議事録につきましては、これまで要約方式で作成してまいりましたところでございます。

板垣会長
それでは、会議の公開・非公開の判断と会議録の作成方法について、いかがいたしましょうか。

吉岡委員
これまでどおりでよろしいかと存じます。

板垣会長
皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

板垣会長
それでは、会議は非公開とし、会議録は要約方式としたいと思います。
続きまして、議題の２「第１部会及び第２部会の委員の指名について」、事務局から説明をお願いします。

宮本担当課長
資料の１ページの川崎市情報公開条例の第２５条の２にありますとおり、「審査会は、その指名する委員４人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。」となっており、参考の解釈・運用の１で「委員数は４人とし、事件ごとに会長が指名」することとなっています。

板垣会長
事務局から説明がありましたとおり、会長が指名することになっておりますので、私が指名いたします。現在、各部会では審議中の案件がありますので、前期から継続の委員の方につきましては、そのまま、同じ部会を担当していただくというのはいかがでしょうか。
また、青木委員及び貴村委員につきましては、前任の田所委員及び本間委員の後任として第１部会を、坂本委員につきましては、前任の中島委員の後任として第２部会を担当していただくことでいかがでしょうか。

（異議なしの声）

板垣会長

それでは、部会の委員は今決まったとおりといたします。続きまして、議題の３「各部会の部会長及び副部会長の選任について」、事務局から説明をお願いします。

宮本担当課長

資料の１ページの「川崎市情報公開条例」の参考を御覧ください。各部会の部会長及び副部会長につきましては、各部会の委員の互選となっております。

板垣会長

それでは、第１部会はいかがでしょうか。

吉岡委員

会長である板垣委員に部会長をお願いしたいと思います。

板垣会長

ただいま、吉岡委員から、私を第１部会の部会長にとの御推薦をいただきました。ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

板垣会長

ありがとうございます。それでは、第１部会の部会長を務めさせていただきます。続きまして、副部会長ですが、私としては、前期に引き続き吉岡委員にお願いしたいと思いますが、吉岡委員、いかがでしょうか。

吉岡委員

ありがとうございます。皆様に御異議がなければ、引き続き副部会長を務めさせていただきます。

板垣会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

板垣会長

ありがとうございます。それでは、第１部会については、部会長は、私、板垣、副部会長は、吉岡委員ということになりました。

続きまして、第２部会はいかがでしょうか。

石野委員

引き続き、副会長である嘉藤委員に部会長を、川合委員に副部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

板垣会長

ただいまの御意見について、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

板垣会長

ありがとうございます。それでは、第２部会については、部会長は、嘉藤委員、副部会長は、川合委員ということになりました。

その他、何かございますでしょうか。

嘉藤副会長

理由の提示の不備があった場合の取扱いにつきまして、この機会に両部会で認識を共有できればと思いますが、いかがでしょうか。

板垣会長

ありがとうございます。

ただいま嘉藤副会長から御提案がございましたので、この件について意見交換の機会を設けたいと思います。

（事務局から資料配付、説明）

板垣会長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、委員の皆様から御意見や御感想等がございましたら、お願いいたします。

嘉藤副会長

補足させていただきますと、第２部会で理由付記について根拠条文を示すのみという事案が続いておりました。不開示理由が個人情報該当であれば理解できる部分もありますが、法人情報や事務事業情報の場合は、条文の引用だけでは理由の付記としては十分ではないと考えています。少なくとも根拠条文を示しただけでは不開示理由が明らかでないものについては、理由付記の不備を理由に取り消すという方

針で答申を作成しておりました。一方で、手続的違法を理由に取り消した場合に、改めて適切な理由を付した上で同じ処分が行われれば、実体判断に対する不服は残り、再度審査請求された場合には二度手間になってしまいます。当初の審査請求の段階で、実体の部分も判断できるようであれば、手続的違法による取消しに加え、実体の部分についても判断を示すこととしております。資料に記載の答申もその考え方に基づくものであり、理由付記の程度につきましては、川崎市の研修においても根拠条文だけでは不十分だという認識が確認できましたので、第２部会での答申作成の方針について、全体で共有できればと思いまして、御提案させていただいたところです。

板垣会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

第１部会でも、理由の提示が不十分という事例はあります。理由の提示については、裁判所は従前から厳格に判断しており、平成２３年６月７日の最高裁判決以降は理由の提示の不備を理由として処分を取消すという判断で一貫しております。一方で、審査会は裁判所とは役割が違うことから、実体判断を併せて行ったりもするものですが、実体判断を示す取扱いは今後も続けたいということですか。

嘉藤副会長

実体判断については、あくまで念のためという形ではありますが、可能であれば行いたいと考えています。ただやはり、理由の具体性を著しく欠いているため何を根拠に処分が行われたのか把握できないような場合には、実体判断をすることが難しく、そのような場合は、実体判断には入らず、理由付記の不備のみを判断することになると思います。

板垣会長

吉岡委員、いかがですか。

吉岡委員

確かに第１部会でも、理由が不十分ではという議論になり、取消しという結論に至った事例もありました。今後も引き続き注視しなければと思っております。その一方で、取消し後、改めて同じ判断がなされるという懸念を私自身抱えていました。今嘉藤委員が仰っていたことでいいますと、理由の記載があいまい過ぎて、実体判断がもはや難しいという事例は今まであったのでしょうか。

嘉藤副会長

実際にそのような事例はありました。消防長の処分に対する答申ですが、いくつかの事案を併合して審査したものの一つで、説明があまりにも抽象的であったため、

不開示情報の該当性を判断することができないものでした。そのような場合は、実体の判断をせずに、改めて適切な理由を付した上で処分を行うよう求める形で答申を出したところです。

吉岡委員

そういう事例があったということで、我々も注意の度合いをあげないといけないということがよく分かりました。

板垣会長

理由の提示の必要性については、最高裁でも繰返し述べているとおり、行政の恣意的な判断を抑制するとともに、不服申立ての便宜を図るということです。なぜ処分を取り消されるのかということを最高裁ははっきり示したことはないのですが、個人的には、理由の提示は、なぜその処分を行ったのかという検討結果をお示しするものだと考えています。考えた結果が示されていないということは、処分の根拠が明らかになっていないということで、裁判所からみれば、十分な検討を行わずに処分したのと同じように受け取られかねません。そのため、一度処分を取り消し、改めて適切に検討した上で処分をしなさいという趣旨なのだろうと考えています。

こちらの研修資料は、理由の提示は極めて重要であるということを全庁的に周知したものでしょうか。

宮本担当課長

こちらの研修資料につきましては、本年の夏に手挙げ式で実施したもので、１３０名を超える応募があり、実際も１２０名の職員が受講したところでございます。その後、研修資料は庁内のポータルサイトにも掲載し、全職員が閲覧できるようにしております。理由の提示の重要性については継続的に周知していく必要があると考えておりますので、こちらの研修につきましては、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

板垣会長

ＡＩも活用しているのですか。

宮本担当課長

川崎市では、Copilotを庁内で導入しておりまして、庁内の閉鎖された環境でございますので、外部に出ていかないというセキュリティ上の仕組となっておりますが、職員もCopilotを使いながら、自身が作成した処分理由に対する指摘ですとか、そういった利用は徐々に始まっています。そういったことも含めて、今回ＡＩ活用も含めた内容で研修を行ったところでございます。

板垣会長

理由の提示の趣旨からすると、考えた内容を理由として書いていただくということで、ＡＩに丸投げとなると趣旨からしていかがかとなりますが、添削として活用し、研修資料に記載されているようにしっかり書いてもらって、考えていただくということが大切だと思います。

情報公開という事務の難しいところは、通常の行政処分であれば、課税、社会保険や生活保護のように日常的に処分を行う部署がある一方で、全く行政処分と関係ない部署があるという点です。情報公開に関しては、どこの部署に対しても、前触れなく請求が来る可能性があります。だから全庁的に制度や実務を周知する必要があり、大変なところかと思いますが、継続的な取組が重要なのだと思います。

川合委員、いかがですか。

川合委員

嘉藤委員が仰ったように、第２部会としては、厳しく判断してきており、こういう方針で進めていければなと考えています。

板垣会長

石野委員、いかがですか。

石野委員

こういう判断を示していく中で、理由付記に対する意識が向上すればと思います。

板垣会長

新任の先生、いかがですか。青木委員、いかがですか。

青木委員

理由の提示が不十分であるということで、実体に踏み込んだ答申を出すというのは、どのように判断されるのか。所管部署から追加で聞き取りをさせていただくことで対応が可能となるということでしょうか。

嘉藤副会長

お見込みのとおりで、実施機関から処分理由説明を受ける段階や弁明書の段階で、実際には当初の処分理由に追加の説明がなされ、判断の実体が示されます。ただし、それで理由の提示の不備が治癒されるわけではありません。ただ一方で、実施機関がおそらくこの理由に改めて同じ処分をするのだろうという心証を得られる場合があり、そのような場合には、実体の判断をしています。実体判断できるケースは、かなり限定されます。判断材料が十分でなければ、「改めて適切な理由を付して処分してください」とするのが基本です。あくまでも例外的に同じ処分となる可能性

が高く、その理由の内容もこれまでの審議の過程で明らかになっている場合に限って、実体の判断をするというものです。

板垣会長

坂本委員、いかがですか。

坂本委員

法律家だと、条文の要件に具体的な事実を当てはめて判断することは通常行っていることなので、わかりやすいですが、それぞれの担当部署の方が対応するとなると、なかなか慣れていない中で、理由付記を適切に行うことは結構大変なのかなと思います。全庁的な研修が行われているのはよい取組だなと思いました。

一方で、担当者が一人で対応するとなると負担も大きいと思いますが、何人かで対応されているような感じなのでしょうか。

宮本担当課長

こちらの研修は新たな取組として実施したものでございます。これ以外に平常から役所の中に文書主任という仕組みがございまして、公文書を作成する際にチェックをする役割を担うものでございます。そういった職員に対する研修の中で、情報公開や審査請求に関する全般的な内容を行っておりますので、そういった中で、どういった理由を書いた方がよいか、理由付記のポイントを案内しており、実際に処分理由を書くときにはこういった点を参考にしてくださいと開示請求の決定通知書の理由の記載の解説資料にリンクをはるようにしておりまして、少なくともこれらの項目をしっかり書いてくださいという点を伝えてきているところでございます。

板垣会長

貴村委員、いかがでしょうか。

貴村委員

実体に踏み込んだ判断をする場合があると伺ったのですが、あくまで出てきたものを踏まえて判断をするのか、それとも釈明を求めていくという形で、踏み込んでいく形となるのか。そのあたりのさじ加減はどのような感じになるのでしょうか。

嘉藤副会長

基本的には、こちらからそこまで踏み込んで釈明を求めることはありません。出てきた段階で、実体判断が可能であればという考え方になります。実際には先程お話したとおり、実施機関が弁明書などで理由を追加して説明し、それに対して審査請求人も反論書により反論している、そうした形で実質的な実体に関する主張の応酬がされているというところを踏まえた上で、例外的に実体判断をするということ

です。釈明を求めるということではなく、もしそれが必要だということであれば、処分を取り消した上で、改めて適切な理由を付して処分をしていただくという対応が基本になるかと思います。

板垣会長

これまでの運用としては、１回処分を取り消したとしても、実施機関は、同じ内容で、適切な理由を付して開示決定をするだけだったというところもあったので、付言で今後は十分注意するようにと指摘して、実体判断を示すという運用でした。付言を繰り返して改善されるのであればよいのですが、付言を繰り返しても改善がみられないので、第１部会もそうですが、第２部会としてはより明確な対応をとることにしたという背景がありまして、第１部会でもそこまで理由の提示の不備が著しいものはなくとも、散見されるという形ですので、付言にとどめるのではなく、審査会として理由の付記の不備は手続上の瑕疵として明確に示した方がよい、そういう問題意識に基づく対応ということです。

嘉藤副会長

おそらく、それがスタンダードになっていくと思います。

板垣会長

裁判所は、最高裁判決が出て以降は、行政処分全般に関して、理由の提示に不備があれば処分を取り消すという運用となっていますし、当審査会としてもそういう運用にしていきたいと考えております。ただ、個々の事案でどこまで踏み込むかはその都度それぞれの部会の判断に任せるということになると思いますが、せっかくの全体会ですから、理由の提示の不備に対しては明確に対応していくという方向性について、審査会全体の方針として確認させていただいたというところです。

貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見につきましては、今後の審議の参考とさせていただきたいと思います。

それでは、予定していた議事は以上となります。何か事務局からございますか。

宮本担当課長

特にございません。

板垣会長

それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回川崎市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。